

米国の域外軍事施設に関する環境保護法制

米国では1970年代後半に、平時における軍事活動については、環境保護を目的とする法的統制が必要であるという認識が定着

	環境影響評価	環境保護基準	汚染浄化対策
米国域外米軍施設 & 活動	<p>大統領命令 12114 号 (カーター、1979)</p> <p>↓</p> <p>国防総省指令 6050.7 号 (1979)</p> <p>*問題点：環境影響評価が必要な活動は「環境に重大な影響を及ぼす連邦政府による主要な活動」と曖昧に限定されている等</p> <p>*大統領調査命令 23 号 (クリントン、1993)「国家環境政策法(NEPA)の域外適用に関する米国の政策」→国防総省の政策は変更されなかった</p> <p>*GAO 報告書(1994)「域外環境評価手続きの改善の必要性」</p>	<p>大統領命令 12088 号 (カーター、1978)：基準の策定を要求 (国防総省は14年間放置)</p> <p>↓</p> <p>GAO 報告書 (86 年&91 年)：有毒廃棄物処理の問題を指摘</p> <p>↓</p> <p>連邦議会 1991 会計年度国防授權法「国防長官は、域外施設の環境要件を決定するための政策を立案しなければならない」</p> <p>↓</p> <p>国防総省指令 6050.16 (1991)</p> <p>↓</p> <p>最終基準を初めて策定(1992)</p> <p>↓</p> <p>国防総省指令 4715.5 号「域外環境基準指針文書」(1996)</p> <p>*日本は 1995 年日本環境管理基準(JEGS)を初めて策定</p>	<p>国防総省指針 4715.8 号「国防総省の域外活動に関する環境回復」(1998)</p>
米国内	<p>国家環境政策法(NEPA)に基づき環境評価</p>	<p>連邦環境法</p>	<p>包括的環境対処責任法が軍事施設や活動に適用</p>

*在日米軍に適用される最終管理基準：日本環境管理基準(JEGS)

第1版(1995年1月31日)～第6版(2006年9月7日)

担当機関：日米合同委員会下部機関「環境分科委員会」(日本政府、在日米軍総司令部、各軍、在日米大使館)

日本側議長：環境省環境管理局総務課長、米国側議長：在日米軍司令部第4部部長